

令和8年度 津南町育英資金 奨学生募集

■津南町育英資金とは

優秀な資質と向学心を持ちながら、経済的な理由により就学が困難と認められる者に無利息で貸付します。なお、日本学生支援機構など他の奨学金受給者も申請が可能です。
(年度途中で家庭等の事情で就学が困難になった場合などは問合せ先へご相談ください。)

対象者	以下の全てに該当する方 ①令和8年4月1日以降、高等学校以上の学校に在学する者 ②津南町内に居住する者の子ども等 ③世帯の所得が基準額以下であること※「津南町育英資金所得要件」参照 ④住民税等の滞納が無いこと ⑤貸与申請をした書類を町育英資金審議会で審査し、その意見に基づき町長が貸付決定をした者(4月または5月に結果を通知)
貸与期間	令和8年4月分から在学校の最短修学年限の終期まで
募集人数	5名程度
貸与上限	・高等学校:月額1万円以内 ・大学、短期大学等(専門学校も含む):月額5万円以内
申請方法	以下の書類を期日までに教育委員会へご提出ください。 ① 町育英資金貸与願書 ② 成績証明書(本人開封無効) ・新入学者は、令和7年度まで在学した過去3カ年分の成績証明書 ・在学学生2年生以上は、在学する学校の令和7年度までの成績証明書 ・編入の場合は、令和7年度まで在学した成績証明書 ③ 町育英生推薦書(令和7年度に在学した学校長の推薦書) ④ 合格通知書(申請時は合格通知で、入学後に在学証明書を提出する) ※①及び③は、教育委員会窓口で用意している他、町のホームページからダウンロードできます。
願書受付期間	令和8年4月3日(金)
返還について	・貸付期間終了後、1年間の据置後に原則として貸付期間の2.5倍の期間で年額返還分を年3回に分けて返還いただきます。(例:4年間貸付→10年間返還) ・在学途中で退学等の場合は、一括返還となります。 ・貸付を受けた者が引続き上位の学校に進む場合は、在学期間中返還を猶予することができます。 ・貸与金は無利息ですが、返還期間経過後は利息が賦課されます。

【問合せ・申込み先】 津南町教育委員会 子育て教育班

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 ☎ 025-765-3118



(町ホームページ)